

## 福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について（概要）

### 1 改正の内容

総合診療医の養成を行うことで地域の医療提供体制を確保するため、福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正するものです。

- （１）福岡県地域医療医師奨学金貸与条例第二条第三号に規定する規則で定める診療科等を整理し、その他知事が必要と認める診療科等を総合診療に改めるものです。
- （２）平成二十九年六月三十日前に奨学金の貸与を開始した者が、指定勤務として総合診療に従事できるよう改めるものです。

### 2 施行期日（予定）

改正規則の公布の日から施行する。